

## 現場説明書

1	工事名称	令和6年度 佐久市学校給食南部センター改修工事
2	工事箇所	佐久市原563-1
3	工事概要	改修工事一式 スチームコンベクションオーブン 新設2台 真空冷却機 新設1台 器具消毒保管機 新設1台 手洗いシンク 新規1台 ほか 上記に伴う既存品撤去工事及び設備工事
4	関連工事	令和6年度 佐久市学校給食南部センター空調設備設置工事
5	支払条件	
6	注意事項	
(1)		工事着手前の現場調査が可能な期間は、平日16時以降及び休日を基本とする。実施の日時については、事前に給食センターの職員と調整をすること。
(2)		建物内の作業が可能な期間は、令和6年7月26日から令和6年8月20日までとする。作業箇所については、この期間内に監督職員による検査を受け、部分使用の協議に応じられるよう工程を組むこと。ただし、給食センターの運営に影響しない部分の作業については、これによらない。
(3)		同一敷地内で同時期に、上記4のとおり関連工事を実施するため、各請負業者は互いに協力するとともに情報を共有して工事を行うこと。
(4)		建退共に加入し、契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書（又は理由書）を提出すること。また、工事契約後は必要枚数分の共済用紙を購入し、原則として現物支給とすること。
(5)		工事着手前に現場及び周辺の記録写真を撮り、工事完了後は現状に回復すること。
(6)		工事車両等の通路は請負者の責任において整備を行うこと。また、工事車両等の通行により問題が生じた場合は、請負者の責任において対処すること。
(7)		公共工事設計労務単価は令和6年3月から適用する単価を用いて積算をしている。